

○ 議 題 介護保険施設等の整備計画について

1 介護老人福祉施設の整備枠の承認(一宮市)

- (1) 一宮市が特別養護老人ホーム 100 人を整備するにあたり、事業者を公募するため、事前に整備枠を申請したもの。
- (2) 介護老人福祉施設の圏域の整備枠は、300 人となっており、整備枠の範囲内である。
- (3) 一宮市の第 5 期計画における整備枠 200 人となっている。
- (4) この推進会議において、承認されることが適当と思われる。

2 介護老人福祉施設の整備枠の承認(稲沢市)

- (1) 稲沢市が第 5 期、第 6 期当初の需要にこたえるため、特別養護老人ホーム 100 人を整備するもの。事業者の公募、建設の期間を考慮し、整備枠を確保するもの。
- (2) 介護老人福祉施設の圏域の整備枠は、300 人となっており、整備枠の範囲内である。
- (3) 稲沢市の第 5 期計画における整備枠 100 人となっている。
- (4) この推進会議において、承認されることが適当と思われる。

3 混合型特定施設入居者生活介護の整備枠の承認(稲沢市)

- (1) 稲沢市が混合型特定施設入居者生活介護に係る整備定員 42 人(施設定員 60 人)創設の事業者を公募するため、事前に申請するもの。
- (2) 混合型特定施設入居者生活介護の圏域の整備枠は、42 人となっており、整備枠の範囲内である。
- (3) 稲沢市の第 5 期計画における整備枠の内側である
- (4) この推進会議において、承認されることが適当と思われる。

介護保険施設整備の手続きについて

- 介護保険施設の整備に当たっては、介護保険法に基づき愛知県知事の指定を受ける必要があります。(ただし、介護老人保健施設は知事の開設許可)指定(許可)を受けるに当たって、入所型施設の整備については、各市町の介護保険計画との整合性を図る観点から、圏域毎に必要な整備目標数を決定し、圏域会議で整備枠の承認を受けるという、事前協議制を採用しています。
- この手続きは、「介護保険施設等に関する取扱要領」に定められています。
- 事前協議の流れは以下のとおりです。
 - ①設置予定者 ⇒ 各福祉相談センターへ事前相談票提出
 - ②各福祉相談センター ⇒ 立地市町に意見聴取
 - ③圏域保健医療福祉推進会議にて調整
 - ④結果を設置予定者に通知
- この手続きが必要な介護保険施設の種類
 - ・ 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホームのうち定員 30 名以上の施設)
 - ・ 介護老人保健施設
 - ・ 介護専用型特定施設入居者生活介護 (養護老人ホーム、ケアハウス、介護付有料老人ホームのうち要介護認定者のみ受け入れるもの)
 - ・ 混合型特定施設入居者生活介護 (養護老人ホーム、ケアハウス、介護付有料老人ホームのうち要介護認定者以外の者も受け入れるもの。整備時には 7 割が要介護認定者として整備枠を設定する。)

尾張西部圏域の介護保険施設整備計画

1 介護老人福祉施設

① 一宮市 100名の特別養護老人ホーム新設 事業者公募のため

② 稲沢市 100名の特別養護老人ホーム新設 事業者公募のため

区 分	24年3月末の 設置状況(A)	26年度 目標数 (B)	* 整 備 計 画 (人)				今回整備申 請分
			24年度	25年度	26年度	計 (C)	
一 宮 市	1,060						100
稲 沢 市	430						100
計	1,490	1,790	200	100		300	200

*整備計画の両市の数字は、両市の当初計画で整備予定のもの

2 介護老人保健施設(今回事前相談票提出無し)

区 分	24年3月末の 設置状況(A)	26年度 目標数 (B)	整 備 計 画 (人)				今回整備申 請分
			24年度	25年度	26年度	計 (C)	
一 宮 市	835						
稲 沢 市	350						
計	1,185	1,206	19	2		21	

3 混合型特定施設入居者生活介護

① 稲沢市 整備枠43名の混合型特定施設の新設 事業者公募のため

区 分	24年3月末の 設置状況(A)	26年度 目標数 (B)	整 備 計 画 (人)				今回整備申 請分
			24年度	25年度	26年度	計 (C)	
一 宮 市	297						
稲 沢 市	21						42
計	318	361	43			43	

※設置状況は施設人員指定数×0.7の数字

